

## 船舶事故調査報告書

平成23年9月15日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 石川 敏 行

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年7月11日（月） 01時40分ごろ
発生場所	宮崎県宮崎市巾着島 <sup>きんちやく</sup> 東方沖 巾着島灯台から真方位118° 300m付近 (概位 北緯31° 44.2′ 東経131° 28.6′)
事故調査の経過	平成23年7月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート <sup>せつこ</sup> 節子丸、5トン未満 295-43064宮崎、個人所有 7.25m (Lr) × 2.28m × 0.86m、FRP ガソリン機関（船外機）、85kW（連続最大）、平成14年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年9月29日 免許証交付日 平成19年10月1日 (平成25年9月30日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	乗揚後に転覆して大破
事故の経過	本船は、船長ほか同乗者2人（以下「同乗者A」及び「同乗者B」という。）が乗船し、平成23年7月10日夕刻から宮崎県日南市鶴戸 <sup>うど</sup> 埼沖で錨泊して釣りを始めたが、目的魚であるいさきが釣れなかったので釣りをやめ、定係地の宮崎県宮崎市内 <sup>うちうみ</sup> 海港内に浅所があるので、満潮時の前後に同港に帰る必要があり、当日の満潮時刻が01時30分ごろであったことから、翌11日01時20分ごろ同港に向けて帰途についた。 本船は、船長が操舵室の右舷側で立って手動操舵に就き、同乗者Aが船長の左側に立って見張りを行い、同乗者Bが左舷船尾付近で腰を掛け、10ノットよりも遅い速力で巾着島の南東方を北進した。 同乗者Aは、船長が日頃から陸岸寄りを航行する傾向があることを知人から聞いており、左舷側の陸上灯火が近くに見えていたので、船長と操舵を交代してもらおうとしたが、小型船舶の操縦免許を持っていなかったことから、船長から操舵を交代してもらえなかった。 同乗者Aは、本船が左舷側の陸岸寄りを航行するので、船長に対して陸岸に接近しているため本船を沖に出さないと危険である旨を何度も進言し

	<p>たが、船長は、その後も陸岸寄りを北進し、平成23年7月11日01時40分ごろ、巾着島灯台の東南東方約300mの浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船は、前進惰力で離礁し、船長が、沖に向けて航行を始めたものの、再び陸岸寄りを北進するようになったので、同乗者Aが、船長に対して本船を沖に出さないと危険である旨を進言したが、そのまま北進を続けて間もなく再び浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>同乗者Aは、01時48分ごろ、海上保安庁に118番通報して救助を要請した。</p> <p>同乗者2人は、本船がうねりによって岩などに当たっていたので、本船が岩に寄せられたときに岩に乗り移り、船長に対して岩に乗り移るように言ったが、船長が浅瀬から離れようとして操船しているうち、引き波で本船が岩から離れたため、船長が岩に乗り移ることができなかった。</p> <p>本船は、その直後にうねりを受けて大きく傾斜したとき、船長が落水し、間もなく転覆した。</p> <p>救命胴衣を着用していた船長は、海面に顔を出して浮いていたので、同乗者2人が、船長を引き揚げようとしたものの、船長の意識がなく、手が届かなかったので引き揚げることができず、暗かったことから間もなく船長が見えなくなった。</p> <p>同乗者2人は、船長を探していたところ、03時45分ごろ、本船が転覆した場所付近で打ち上げられた船長を発見し、引き揚げて人工呼吸を行いながら救助を待った。</p> <p>船長及び同乗者2人は、04時25分ごろ、海上保安庁のヘリコプターで吊り上げられ、救急車により病院に搬送されたが、船長の死亡が確認された。</p> <p>本船は、地元の漁船により内海港までえい航された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約5m/s、視界 良好</p> <p>海象：東寄りのうねり 波高 約1m、潮汐 ほぼ満潮時、水温 約22℃</p>	
その他の事項	<p>死体検案書によれば、船長の死因は溺死であった。</p> <p>本船は、GPSプロッター及び魚群探知機を備え、船首約0.30m、船尾約0.55mの喫水であった。</p> <p>船長のGPSプロッターの使用状況については不明であり、魚群探知機は作動させていなかった。</p> <p>巾着島の東方には、巾着島灯台の東方約200mに「ぐんかん瀬」と呼ばれている南北に細長い瀬があり、同島から同瀬にかけて干出浜（岩）が拡延し、さらに、同瀬の東方から南西方にかけて洗岩及び暗岩が多数存在して小型船舶にとっても航行に危険な海域となっており、本事故発生場所は、ぐんかん瀬南東方の浅瀬であった。</p> <p>同乗者2人は、小型船舶操縦免許を受有していなかった。</p> <p>船長及び同乗者2人は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>同乗者Aは、GPS機能付きの携帯電話で118番通報したので、海上保安庁では同機能により通話者の位置を特定することができた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、巾着島南東方沖を北進中、船長が浅瀬

	<p>の存在する巾着島寄りの海域を航行したことから、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、同乗者Aから本船を沖に出すように何度も進言されたのちも、巾着島寄りの海域を北進したものと考えられるが、その理由を明らかにすることはできなかった。また、船長のGPSプロッターの使用状況については、明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長の死因は、溺死であった。</p> <p>船長は、乗り揚げたのち、うねりによって本船が傾斜したときに落水し、溺水したものと考えられるが、溺水するに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、巾着島南東方沖を北進中、船長が浅瀬の存在する巾着島寄りの海域を航行したため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間においては、危険な岩場が存在する海域から十分に距離を隔てて航行すること。</li> <li>・GPSプロッターにより船位を確認しながら航行すること。</li> <li>・救命胴衣を着用すること。</li> <li>・本事故では、GPS機能付きの携帯電話で118番通報したので、救助機関において通話者の位置を特定することができたことから、携帯電話は、防水型でGPS機能付きのものが望ましい。</li> </ul>